京都大学	博士(文学)	氏名	山　中　　　聡
論文題目	テルミドール９日以降の国家と宗教 ― 敬神博愛教の成立を中心に ―		

（論文内容の要旨）

本論文は、フランス革命期後半、すなわちロベスピエール失脚以降の時代において、国家と宗教の関係がどのように認識され、また、両者の関係にいかなる変化が生じたかを検討したものである。この時代は、フランス史上初めて政教分離が法制化されたことで知られるが、同時に、宗教的原理にもとづく国民統合のあり方が模索された時代でもあった。本論文は、この模索の過程を、主として同時代の論者の言説の分析をとおして解明しようとするものである。「はじめに」・「序章」に続く本論は５章から成り、前半２章ではテルミドール期（1794 年７月 29 日～1795 年 10 月 26 日）の国家と宗教をめぐる議論が扱われ、後半３章では成立期の敬神博愛教をめぐる諸問題が考察される。

序章「ジャコバン独裁期以前の国家と宗教――1794 年５月７日におけるロベスピエールの報告まで」は、本論の議論の前提となるアンシアン・レジーム期からジャコバン独裁期にかけての国家と宗教の関係について概観している。革命前のフランスでは、カトリックは「国教」として圧倒的な権力を有し、自らの聖性によって王権を支える役割を担っていた。しかし、革命が勃発すると、その特権的地位は徐々に侵食されていく。1790 年７月の聖職者民事基本法によって聖職者はローマ教皇との決別を余儀なくされ、また、国民議会が聖職者に公民宣誓を強要した結果、聖職者は宣誓派と宣誓拒否派に二分された。さらに、革命の進展にともなって、宣誓派教会もまたその存在意義が疑問視されるようになり、93 年 11 月にはフランス全土で非キリスト教化運動が展開した。他方、革命派は、国家を支えるための新たな宗教的原理を模索しはじめ、ジャコバン独裁期には最高存在への信仰にもとづく国家宗教を創設した。この新たな国家宗教による国民の統合は、テルミドール９日のロベスピエールの失脚によって、いったん中断する。

第１章「テルミドール期における旬日祭典の再編――「市民宗教」論とその再構築」では、テルミドール期前半（1794 年 12 月から翌年３月）に行われた旬日祭典の再編論議に焦点をあて、その特質を検討している。ロベスピエールは、ルソー的な「市民宗教」論にもとづく国家宗教を構想していた。彼は、その普及手段として年 36 回の旬日祭典を行うこと想定していたが、最高存在の祭典を１回開催したのみで失脚した。テルミドール９日以後、旬日祭典の再編成が議論されるなかで、宗教が国家を支えるうえで重要な位置を占めることが再確認されると同時に、ジャコバン独裁期の失敗をふまえて、国民全体が参加できる国家宗教を創設することが目指された。この時期の旬日祭

典の再編をめぐる議論には家庭的な価値を称揚する論調が現れるが、これはテルミドール期から総裁政府期にかけて顕在化していく傾向である。「市民宗教」論の中核をなす最高存在への信仰はテルミドール期に入っても継承されたが、「霊魂の不滅」のようなロベスピエールの記憶を喚起する問題については、論者の政治的立場によって扱いが分かれた。

第2章「政教分離法制化以降の国家と宗教を巡る議論――敬神博愛教の成立以前を中心に」は、全5節で構成されている。まず第1節では、政教分離を定めた1795年2月21日の法令を起草した国民公会議員ボワシの報告を史料として、国家と宗教にかんする彼の思想を再検討した。ボワシは、今後の共和国が宗教を必要とせず、代わりに教育によって国民の道徳を高めていくことを主張した。ボワシは旬日祭典を主軸とする国家宗教については否定的な態度を示している。その後の議会において旬日祭典がほとんど話題にならなかったことは、ボワシの立場が当時の議会内では主流であったことを裏づけている。第2節では、95年10月に制定され総裁政府期の公教育政策を規定したドーヌー法と、この法の起草者であるドーヌーが行った報告を検討した。その際、報告のなかで本論文のテーマと深い関わりをもつと思われる3つの項目、すなわち「家庭教育の自由」、「公立学校における世俗性の追求」、「旬日祭典の廃止」に着目しながら考察を進めた。旬日祭典についてはドーヌーの報告においても廃止が宣言され、国家宗教によらない国民統合の正当性(ボワシの立場)が再確認されている。しかし、このような主張は世論の不安を引き起こすことになり、宗教による国民統合を求める声が噴出する契機となった。

続く第3節から第5節においては、この時期に国家宗教創設の必要性を訴えた3名の人物、すなわち元老院議員ラリエ、派遣委員ブノワ=ラモト、著述家ガランの著書をとりあげ、彼らの思想を検討している。3名はいずれも、世俗国家の原理を貫徹したままでは国民統合は困難であることを認識し、国家宗教創設の必要があることを主張していた。彼らが構想した国家宗教においては、いずれも「市民宗教」論が採用されている。世俗国家における国民統合の難しさを論ずるさいに、第2節でとりあげた公立学校における世俗性の維持の問題が具体的な素材となっていることも注目される。この問題は、次章以降で扱う敬神博愛教の成立や、クーデタ後の総裁政府の公教育政策を理解するうえでも重要な論点の1つとなる。

本論文の後半部にあたる第3～5章では、第2章で検討した思想的風潮のなかから誕生した敬神博愛教に注目する。

第3章「第1次総裁政府期における敬神博愛教の成立――シュマン=デュポンテスの政治思想を中心に」では、敬神博愛教を創設した書籍商・印刷業者シュマンの政治思想を革命初期から検討している。革命初期のシュマンは、新聞を発行して政治にかんする自らの意見を積極的に表明していた。その言説の分析から明らかとなるのは、彼が党派間の協調や現体制の存続を重視していたこと、また、世論の動向にも配慮して

いたことの２点である。このような姿勢は、のちに敬神博愛教を創設した動機にもつうじるものである。しかし、ジャコバン独裁期には、厳格な出版統制が実施されたため、シュマンはそれに従属することを選択した。他方でシュマンは、この時期に、ルソーが考案した「市民宗教」論を学んだと考えられる。この宗教思想を自らの主体的な意思のもとに具現化する機会は、第１次総裁政府期に訪れた。当時のシュマンは、世論の大勢は、現体制の存続と革命の過程で生じた政治・社会的混乱の早期収拾を求めていると考えていた。これらの問題を克服するには、共和派と王党派がそれまでの不和を乗り越え、相互に協力しなければならない。そこでシュマンは、ジャコバン独裁期に学んだ「市民宗教」論から排他的な要素を削除し、細部に礼拝を組み込んだうえで、自身の理想の実現に貢献し得る信仰共同体を育成しようとした。彼はまた、総裁政府期の政治指導層に対して自らが創設した新しい「市民宗教」への参加を呼びかけ、彼らがその中核となることを期待したのである。

第４章「第１次総裁政府期における敬神博愛教の教義・儀礼――シュマン=デュポンテスの宗教・社会思想を中心に」では、こうして誕生した敬神博愛教の教義・儀礼の特質を検討している。第１節では、シュマンの宗教思想を思想史研究の成果をふまえて考察し、併せて国民祭典・革命礼拝・既存宗教と敬神博愛教の関係を史料にもとづいて検証した。これにより、先行研究において解明が不十分であった敬神博愛教の教義や儀礼の特質が明らかとなった。また、シュマンが当時発行していた新聞『アベイユ』を手がかりに、敬神博愛教と当時の政治・社会との関係について考察した。その結果、シュマンが政治と宗教にかんする当時の世論をふまえたうえで教義・儀礼を構想したことが示された。続く第２節では、敬神博愛教の儀礼における家庭の役割について検討した。敬神博愛教は、家庭の平穏を重視し、家長に宗教的儀礼の指揮を取らせたが、このような教義と儀礼のあり方は、国政の原理を家政の原理とのアナロジーによってとらえるシュマンの社会思想と深い関わりをもっていたことが明らかとなった。シュマンはまた、『アベイユ』をとおして、家庭の重要性にかんする当時の世論を把握していた。また、敬神博愛教は、とりわけ子供の宗教教育を重視していた。第３節ではこの点に着目して、このような方針を採用した背景を、当時の公教育の実態と関連づけながら検討した。以上のような考察の結果、シュマンが、宗教の社会的統合力や家庭をめぐる世論の動向、当時の公教育の世俗性をめぐる問題などを視野に入れたうえで、「市民宗教」論を中核としながら敬神博愛教の教義・儀礼を構想したことが明らかになった。

本論文の最終章である第５章「ラ・ルヴェリエールの思想と敬神博愛教の布教活動――保護の背景について」では、敬神博愛教の保護者となった総裁ラ・ルヴェリエールの思想を検討している。ラ・ルヴェリエールは、1797 年５月１日に学士院で国家と宗教の関係について報告を行ない、国家宗教の創設を主張した。第１節では、この報告に先立つ時期の敬神博愛教の布教活動の状況を探り、ラ・ルヴェリエールが国家宗教の創

設を構想するに至った背景について考察を試みた。ラ・ルヴェリエールに国家宗教の創設を促した要因として、「出版の自由」によって世論が動揺する状況があったのではないかと考えられる。第2節では、第3・4章で明らかにした敬神博愛教の特質と照らし合わせながら、ラ・ルヴェリエールの報告を検討した。その結果、宗教思想における共通性に加えて、国家と家庭の関係、結婚や離婚をめぐる問題についてもシュマンの思想との共通点があることが判明した。第3節では、学士院におけるラ・ルヴェリエールの報告が周囲に与えた影響について考察した。ここではとくに、彼の盟友とされるルクレールの報告に注目した。ルクレールは、公教育に市民宗教の教育を導入することを主張しており、ラ・ルヴェリエールに敬神博愛教の有用性を示唆したのはルクレールであった可能性がある。

「おわりに」では、本論文で明らかにした知見を要約するとともに、今後の課題を提示した。フランス革命後半期に、国家と宗教の関係をめぐってさまざまな立場から議論が行なわれ、敬神博愛教のような新しい宗教が誕生したことは、いったん世俗性の徹底をうたった国家が、再び宗教的原理による国民統合を模索していったことを示している。本論文は、近代フランスにおける世俗国家構築の原点として理解されているフランス革命を、宗教の力による国民統合という観点から再検討する作業の「始めの第一歩」である。敬神博愛教が政府に保護を受けたのちにフランス各地に普及していく過程を明らかにすること、また、敬神博愛教の性格が政府の保護を受けたのちに変化し、国民祭典・革命礼拝に近いかたちに変貌を遂げていった過程とその理由を解明することが、今後の研究課題として残されている。

（論文審査の結果の要旨）

本論文は、フランス革命の後半期に、国家と宗教の関係がどのように認識され、また、宗教的な領域にどのような変化が生じたかという問題を、同時代人の言説や実践の比較検討をとおして考察したものである。

近代以降のフランスの国家理念については、それがライシテ（世俗性）の原理に貫かれていることがしばしば指摘されてきた。そのような前提にたつ場合、19 世紀のフランスの歴史は、政教分離の原則にもとづく世俗的な国民国家をうち立てるための闘いの歴史として描かれ、その闘いの原点は、フランス革命期におこなわれた政教分離政策に求められることになる。本論文は、革命以降のフランス史を世俗国家の構築の過程としてとらえるこのような見方に対して、根本的な疑問を投げかける内容となっている。

本論文が主たる検討の対象とする時期は、フランス革命期に政教分離を定めた 1795 年 2 月 21 日の法令の前後 3 年間である。論者は、この間の国家と宗教の関係をめぐる同時代人の発言を幅広く渉猟し、その内容を綿密に分析して、議論がどのような方向に推移していったかを探っている。そのさい、論者がとくに注目するのは、第 1 次総裁政府期に新たな国家宗教として成立する敬神博愛教である。パリの書籍商・印刷業者シュマン=デュポンテスによって創始された敬神博愛教は、政教分離をたてまえとする総裁政府から財政的援助などの保護を受けた唯一の宗教であった。論者は、本論文の前半 2 章において、この新興宗教が誕生するまでに国家宗教をめぐってどのような議論が展開されてきたかを詳細に跡づけ、後半 3 章では、敬神博愛教の成立の経緯と創立期の教義・儀礼の特徴を、創始者シュマンと、この宗教を保護した総裁ラ・ルヴェリエール=レポーの言説の分析をつうじて明らかにしている。

フランス革命史の研究状況に照らしてみるならば、本論文の意義は以下の 3 点にまとめられるであろう。第 1 に、従来のフランス革命史研究の重心は、時期的には革命の前半期（革命の勃発からジャコバン独裁の終焉までの時代）に傾きがちであった。革命期の宗教問題について言えば、1790 年の聖職者民事基本法や 92 年の「9 月虐殺」にみられるカトリック教会への攻撃・抑圧をへて、ジャコバン独裁期の「理性の祭典」・「最高存在の祭典」にいたる非キリスト教化運動に研究者の注目が集まり、テルミドール 9 日のクーデタ（94 年 7 月）とナポレオンによる政教協約（1801 年 7 月）のあいだに挟まれたテルミドール期と総裁政府期の動向については十分な解明がなされてこなかった。これに対して、本論文の第 1 章では、「最高存在の祭典」に具現化されたロベスピエールの「市民宗教」論がテルミドール期にも部分的に継承され、革命祭典の再編をめぐって活発な議論が展開されたことを、国民公会の議員の企画書の検討をとおして実証的に明らかにしている。他方で、この時期の「市民宗教」論には、家長としての父親の役割を重視する家族的な価値観や、既存の宗教との融和を求める主張など、ジャコバン独裁期とは異なる論調も現れた。敬神博愛教の成立は、本論文では、このよう

なテルミドール9日以降の「市民宗教」論の新たな展開の延長線上に位置づけられている。

本論文の第2の意義は、1795年2月の政教分離の法制化後に、国家宗教の必要性をめぐる新たな議論が始まっていることを確認した点である。第2章において論者は、政教分離を支持する立場にたつボワシ=ダングラスとドーヌー、新たな国家宗教の必要性を訴えるラリエ、ブノワ=ラモト、ガランの主張を検討し、政教分離政策を実施する議会や政府の外側で、新聞を中心に国民統合のための新たな宗教を求める声が挙がっていたことを明らかにした。敬神博愛教の成立は、このような声に応える意味をもっていたと考えられる。

本論文の第3の、そして最も重要な意義は、敬神博愛教という特異な新興宗教の存在に着目し、新たな視角からこの宗教の創始者シュマン=デュポンテスの思想的変遷を跡づけ、また、この宗教の教義と儀礼の特徴を明らかにした点である。敬神博愛教については、1903年にアルベール・マティエが浩瀚な学位論文を著して以来、この宗教の全体像に迫る新たな研究が行なわれないまま、今日に至っている。このため、日本においてはもとより、フランス本国においても、革命史の研究者がこの宗教に言及するさいには、今なおマティエの研究に依拠して語られる傾向がある。マティエの論文は、20世紀初頭の時点で可能なかぎり周到な史料の調査にもとづいて書かれているが、論者は、フランス国立図書館の所蔵する関連史料をあらためて調査し直し、マティエが参照しえなかった史料が複数存在することを突きとめた。本論文の第3・4章では、こうした史料調査の成果をもふまえながら、敬神博愛教の成立の経緯と、この宗教の初期段階の特徴が論じられている。とりわけ、シュマン=デュポンテスが手がけた出版物・新聞の網羅的な調査によってマティエの記述の誤りが修正されている点は、本論文の注目すべき成果の1つである。

敬神博愛教は、明確な入信の儀礼や制度化された聖職者組織をもたず、シュマンが発行するマニュアルを購入して実践することによって教団への加入とみなす、特異な宗教であった。その教義は、初期段階においては、「自然宗教」を建前としつつも、ルソーの系譜を引く「市民宗教」を土台とし、祖国愛を強調するものであった。しかし、ジャコバン独裁期とは異なり、家長を中心とする安定した家庭生活や、キリスト教諸宗派との融和を説き、子供に対する宗教教育が重視された。政教分離をうたう総裁政府期にこのような宗教が誕生したことは、三色旗（ライシテ）と十字架（カトリック）の2項対立で語られがちなフランス革命期の「習俗の革命」の過程で、そのいずれとも異なる第3の可能性が模索されていたことを物語るものである。この点に光をあてたことは、本論文の重要な功績である。

他方で、本論文の考察は敬神博愛教の成立期に限定されており、マティエの研究に代わるこの宗教の新たな全体像が提示されているわけではない。また、宗教思想を分析するさいに用いられる概念の設定や操作には、やや不適切な箇所がみうけられる。

しかし、これらの問題点は、論者の今後の研鑽によって克服されていくものであり、本論文の全体としての意義を損なうものではない。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2010 年 2 月 5 日、調査委員 4 名が論文内容とそれに関連した事柄についての口頭試問を行なった結果、合格と認めた。